

4古監発第 47号  
令和4年8月25日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市監査委員 川添 義則  
古賀市監査委員 森本 義征

令和4年度決算審査（令和3年度分）にかかる対応状況調べについて

標記の件につきまして、古賀市監査基準（令和2年4月1日監査委員告示第3号）第27条に基づき、措置状況調査をいたしますので通知します。

別紙措置状況調査の「調査事項」につきまして、下記のとおりご回答くださいますようお願いいたします。

記

- 回答期限：令和4年9月9日（金）
- 調査内容：別紙のとおり

## 決算審査における指摘事項（是正・改善等）の措置状況調査

《調査事項》（市長講評資料番号順）

4. プロポーザル方式と随意契約（300万円以上の工事・委託）に関すること
  - (1) 商工政策課のポータルサイト運營業務委託の特命1者随意契約については、その理由や根拠において不明瞭な点があることを踏まえ、特命1者随意契約の要件の厳格化と適正運用のための審査方法等の整理をすること。
  - (2) プロポーザル方式により契約する場合、契約方式の決定要件、募集方法、選定方法などの整備をすること。
  
5. 青少年育成課の少年の船事業補助金に関すること
  - (1) 平成31年度3月の補助金審査委員会において「廃止」と判定されていること、及び当該監査等における補助事業に対する意見・要望・提案等を踏まえ、令和4年度に実施した取組と令和5年度以降の運営方針は。
  
6. JR古賀駅西口エリアマネジメント支援委託に関すること
  - (1) 「委託事業」として実施されているが「補助金事業」で実施できなかったのか。また、これを踏まえて、事業実施（全事業）における「委託事業」と「補助金事業」の考え方を明確にするための基準を策定すること。
  
7. ふるさと応援寄附金に関すること
  - (1) 現在締結している契約の期間満了後において、「4. プロポーザル方式と随意契約について」の内容を踏まえた、ポータルサイト運営会社選定の基準や仕様書等を策定すること。
  - (2) 令和3年度末に契約したポータルサイト運營業務委託に関し、知的財産権が委託先がすべて留保することとなっているが、この点に対しての対応。また、契約全般において、知的財産権を保護するための標準的な仕様書を策定すること。
  
8. 薬王寺快生館の建物賃貸契約に関すること
  - (1) 現在の快生館の在り方（公の施設に該当しないこと、原形復旧せずに返還すること）について、識見者（市顧問弁護士）や国や県の見解を聴取すること（補助金又は交付金の使途に関してなど）

4古財第288号  
令和4年9月9日

古賀市監査委員 川添 義則 様  
古賀市監査委員 森本 義征 様

古賀市長 田辺 一城

令和4年度決算審査（令和3年度分）にかかる対応状況調べについて

令和4年8月25日付、4古監発第47号で依頼のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

○4の(1)及び(2)について回答いたします。

特命1者随意契約及びプロポーザル方式による契約については、それぞれの事案ごとに、所管及び管財課において、地方自治法及び古賀市財務規則等関係法令に則り、適正に処理しているものと認識しておりますが、ご指摘を踏まえ、他自治体の状況を調査するなど規則等の整備について検討してまいります。

○5の(1)について回答いたします。

本事業は、毎年度新たに募集して集まった異なる学校の子どもたちが、日常生活では得られないさまざまな体験を、長い時間をかけて、濃密かつ広範囲にわたる人間関係と共に得ることができる、貴重な機会提供の場であり、子どもたちの主体性や協調性を育む効果が高い内容であると考えています。

補助金審査委員会等における当該補助事業に対するご意見は、①事業の効果や成果の検証方法の確立、②補助対象経費の明確化及び事業内容を把握するための資料の適正化、に集約されると認識しています。

これらを踏まえたうえで、令和4年度に新たな補助金交付要綱を制定し、補助金の趣旨、補助対象経費及び補助率を明確化しました。あわせて、事業内容を的確に把握するため、事業計画書、収支計画書、実績報告書及び収支報告書については同要綱で独自に様式を定めました。

なお、本事業の成果は、人間形成の過程にある子どもたちが、本事業を通じてさまざまなことを体験し、感じ取り、一人ひとりの成長の糧とすることだと認識しておりますので、参加している子どもたちが本事業の中でどのような活動を行ったかを、実績報告により把握したいと考えております。

今後は新たな補助金交付要綱のもと、適切な予算執行に努めます。

○6の(1)について回答いたします。

補助金は、一般的に相手方が行う事務事業に対し助成するため、財政支援として給付するものです。委託は、本事業のように市が行うべき事務事業であると認識しております。

本事業は、特殊な技術や高度な専門知識を必要とするものであり、市が直接実施するより、技術や専門知識を有する者に委託することが適正かつ効率的であり、補助金事業としてではなく、委託事業として実施してきたことについては適正であると判断しております。

○7の(1)について回答いたします。

当該契約にあたっては、上記の指摘事項はもとより、地方自治法、古賀市財務規則等を遵守しつつ、その時点におけるふるさと応援寄附を取り巻く状況を踏まえ、本市に対する寄附額の増加ならびに市内事業者の発展に資する運営会社を選定できる仕様書等の作成に努めてまいります。

(2) について回答いたします。

委託契約等に係る知的財産権については、著作権法上、著作者が原始的に享有するものとされておりますことから、当事者の合意なしには知的財産権を委託者に帰属させることは困難です。

したがって、ご指摘の件につきましては、著作権法の趣旨を踏まえたうえで、まずは商慣行や、他自治体の状況等を調査してまいります。

○8の(1) について回答いたします。

公の施設とは、地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設である(自治法244①)とされており、施設の主たる目的が「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設」といえるか否かが重要な点と考えます。

本施設の主たる目的は、人口減少やウィズコロナ社会の到来に対応するため、新たなビジネスの創出支援を促進するとともに、大都市などからの移住・定住を促すことにより、利用者同士の連携交流を図ることで地域に根差したビジネスの創出や地域経済、地元産業の活性化を図るものであり、且つ、観光資源としてのプロモーションにもつなげることであります。

ゆえに、市外企業を誘致することにより、経済の活性化を図るものとして、市外住民の利用を念頭に置いており、公共の利益のために多数の住民に対して均等に役務を提供し、住民の福祉を増進する目的の施設であるとは認められません。また、観光資源の存続という観点で、観光とは市の住民以外の来訪者の利用を目的としたものであるから、公共の利益のために多数の住民に対して均等に役務を提供し、住民の福祉を増進することが主たる目的の施設とはならず、「公の施設」に当たるとは考えておりません。

次に、原形復旧せずに返還することについて、賃借者の原状回復義務は、改正民法621条に規定され、あわせて有益費償還請求権もあります。この2つの権利について契約書に記載しているもので、もし市が有益費償還請求をするのであれば、原状回復請求を行われることになると考えられ、市として、さらなる費用負担が生じることになります。

ゆえに、原状回復義務がないこと、および有益費償還請求権を放棄することをお互いが合意して賃貸借契約を締結しています。また、本事業は地方創生テレワーク交付金の民間所有の施設であっても補助対象となる事を確認の上、採択を受けております。